

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

浜松市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 中区地域

(1) 現況

本地域は、JR浜松駅周辺の中心市街地区域で、本市の約3割の人口が集中した市街化区域中心の農業生産規模が小さい地域である。

一部の市街化調整区域においては、都市近郊型農業が展開され、馬鈴薯、大根、茶等の生産が行われている。

都市近郊型農業の更なる推進を図るとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及が求められている。

(2) 目標

本地域では、農業者に加え地域住民等が一体となった協働活動等のもと、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を活用し、農地や農業用施設並びに農村環境の適切な保全管理を図り、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及や、都市と農村との交流を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 東区地域

(1) 現況

本地域は、天竜川下流域の扇状地で平地が広がる地域であり、交通基盤が充実し、交通の要衝となっているため、市街化区域も多く、混住化が進展している区域である。

低地部での水稻のほか、セルリーを中心とした施設園芸が盛んに営まれている。

農地の利用集積等による規模拡大や、農業用施設の計画的な整備・更新による用水の安定供給や維持管理労力の軽減が求められている。

(2) 目標

本地域では、農業者に加え地域住民等が一体となった協働活動等のもと、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を活用し、農地や農業用施設並びに農村環境の適切な保全管理を図り、環境負荷の軽減に配慮した農業生産

方式の普及や、都市と農村との交流を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 西区地域

(1) 現況

本地域は、浜名湖の東岸に位置し、三方原台地から浜名湖へ注ぐ河川に沿って起伏のある谷津が形成されており、豊かな自然環境や美しい景観が保たれた地域である。

農業水利施設の整備に伴い、低地には玉ねぎや水稻が広がり、台地上では施設園芸が盛んとなり、ガーベラを始めとした花き栽培やセルリー、ちんげんさいの生産が盛んに行われている。

農地の利用集積等による規模拡大や、農業用施設の計画的な整備・更新による用水の安定供給や維持管理労力の軽減が求められている。

(2) 目標

本地域では、農業者に加え地域住民等が一体となった協働活動等のもと、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を活用し、農地や農業用施設並びに農村環境の適切な保全管理を図り、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及や、都市と農村との交流を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 南区地域

(1) 現況

本地域は、遠州灘沿岸部と天竜川扇状地下流域の平坦地であり、中心市街地に近く工場や住宅が立ち並び、混住化が進展している地域である。

平坦な地形を生かした水稻のほか、砂地土壤を生かしたエシャレットやたまねぎの栽培が盛んに行われている。

農地の利用集積等による規模拡大や、農業用施設の計画的な整備・更新による用水の安定供給や維持管理労力の軽減が求められている。

(2) 目標

本地域では、農業者に加え地域住民等が一体となった協働活動等のもと、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を活用し、農地や農業用施設並びに農村環境の適切な保全管理を図り、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及や、都市と農村との交流を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 北区地域

(1) 現況

本地域は、浜名湖の北東部に位置し、中山間地域を含む豊かな自然環境を有した丘陵地であり、本市において農業が一番盛んな地域である。

地形を生かした特色あるブランド農産物が生産され、低山地ではみかん栽培、低地部においては水稻、台地部においては馬鈴薯の生産が盛んに行われている。

また、全国棚田百選に選出された棚田の保全活動が行われている。

農地の利用集積等による規模拡大や、農業用施設の計画的な整備・更新による用水の安定供給や維持管理労力の軽減が求められている。

(2) 目標

本地域では、農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等における支援を推進するとともに、農業者に加え地域住民等が一体となった協働活動等のもと、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号並びに同項第3号に掲げる事業を活用し、農地や農業用施設並びに農村環境の適切な保全管理を図り、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及や、都市と農山村との交流を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6. 浜北区地域

(1) 現況

本地域は、天竜川下流域の扇状地で、微妙な起伏に富んだ平地が広がる地域であり、本市の副都心と位置付けられ工場や住宅が立ち並び、混住化が進展している地域である。

全国有数の苗木の産地のほか、低地部での水稻や次郎柿等の果物の生産も盛んに行われている。

農地の利用集積等による規模拡大や、農業用施設の計画的な整備・更新による用水の安定供給や維持管理労力の軽減が求められている。

(2) 目標

本地域では、農業者に加え地域住民等が一体となった協働活動等のもと、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を活用し、農地や農業用施設並びに農村環境の適切な保全管理を図り、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及や、都市と農村との交流を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

7. 天竜区地域

(1) 現況

本地域は、中央部を天竜川が縦断し、上流部は急峻な山地地域、下流部は丘陵地が広がる豊富な森林資源に恵まれた中山間地域である。

傾斜地には比較的小規模な茶畠が点在し、一部の低地においては水稻が営まれ、しいたけの栽培も盛んである。

山地特有の棚田や段々茶畠など特徴的な景観が形成されているが、過疎化や後継者不足などにより荒廃しつつあり、耕作放棄地が発生し集落機能も低下しつつある。

(2) 目標

本地域では、農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等における支援を推進するとともに、農業者に加え地域住民等が一体となった協働活動等のもと、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号並びに同項第3号に掲げる事業を活用し、農地や農業用施設並びに農村環境の適切な保全管理を図り、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及や、都市と農山村との交流を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

| | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
|---|-------------------|---------------------------------------|
| ① | 中区、東区、西区、南区、浜北区区域 | 法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業 |
| ② | 北区、天竜区地域 | 法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号並びに同項第3号に掲げる事業 |
| | | |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われている複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

（ア）通常基準によるもの

山村振興法及び特定農山村地域における農林業の活性化のための基盤整備の促進に関する法律により規定された下記の地域

天竜区全域並びに北区三ヶ日町及び引佐町の一部（伊平・鎮玉地域）

（イ）静岡県知事特認によるもの

北区引佐町の一部（奥山地域）

イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ）自然条件により小区画・不整形な田

（ウ）積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

（エ）市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

主傾斜の勾配が、田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満の団地の農用地

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

（オ）静岡県知事が地域の実態に応じて指定する地域

（2）対象者

認定農業者に準ずる者として市長が認定する者は次のとおりである

ア 年間農業従事日数が150日以上の基幹的農業従事者を有している経営体

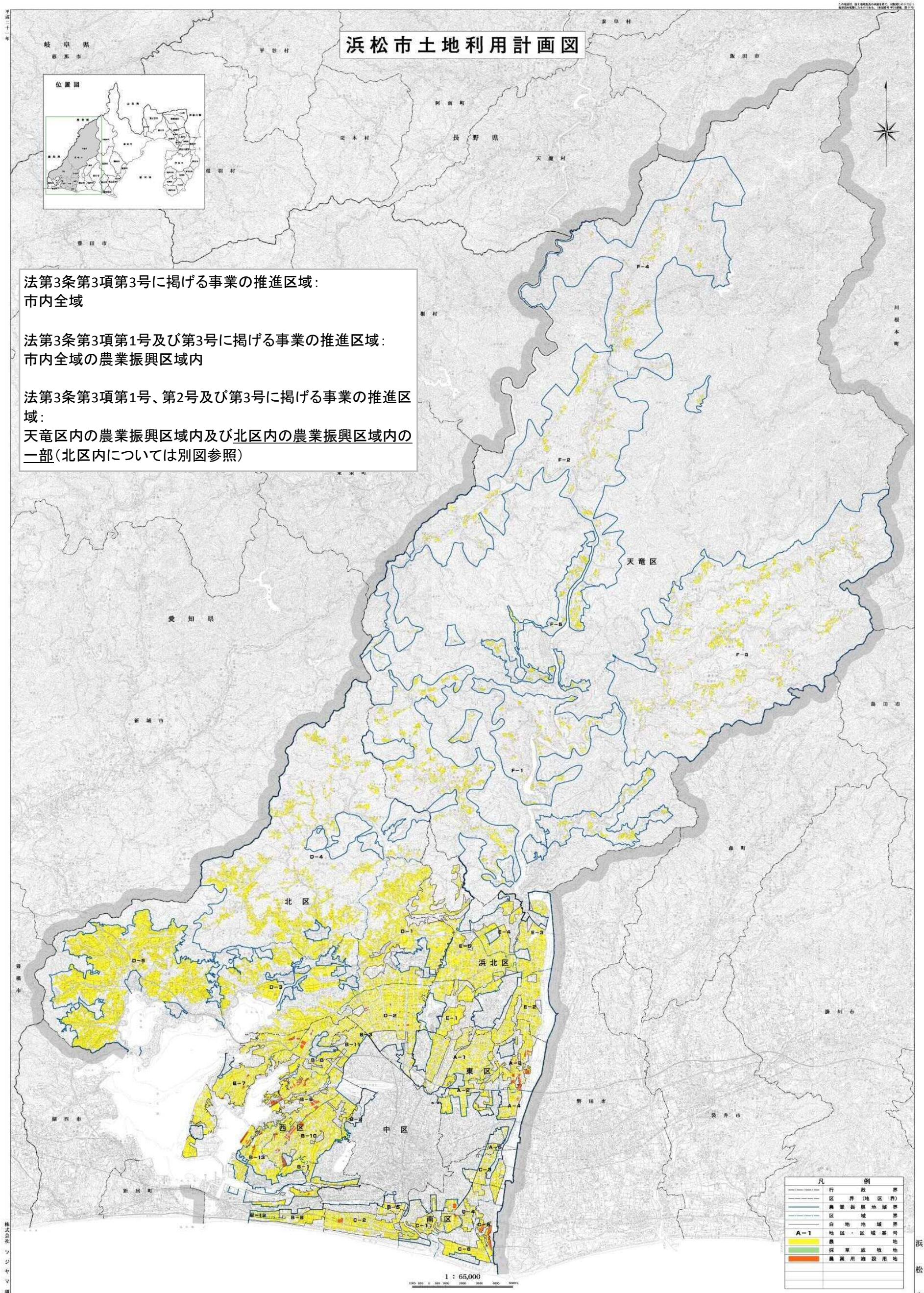
イ 当該行政区の平均経営規模以上の経営体

ウ 天竜区にあっては農業所得が100万円以上、北区にあっては農業所得が250万円以上の経営体

（3）その他必要な事項

ア 自然災害を受けた農用地については、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を市長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置づけることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。

イ 集落協定にあらかじめ位置づけられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の対象とする。



浜松市土地利用計画図(北区)



緑色部分：
法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業の推進区域(北区内のみ)

| 凡 | | 銅 | |
|-----|---|---|---|
| | 行 | 及 | 及 |
| A-1 | 行 | 及 | 及 |
| | 行 | 及 | 及 |
| | 行 | 及 | 及 |

1-35(000)

